

事業計画書

平成31（2019）年度



あったかいが
いいね

社会福祉法人 アドベンチスト福祉会

【目次】

I	アドベンチスト福祉会の基本理念	2
II	平成31年度アドベンチスト福祉会の事業計画	3
III	組 織 図	4
IV	事業別事業計画	
	【シャローム横浜】	1－10
	【シャローム桜山・グループホーム シャロームミルトスの木】 ...	1－4
	【横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ】	1－8
	【シャローム三育保育園】	1
V	年間スケジュール予定表	1－12

アドベンチスト福祉会の基本理念

いのちを敬い

いのちを愛し

いのちに仕える

覚えていたい聖書の言葉（黄金律）

「人にしてもらいたいと思うことは何でも、
あなたがたも人にしなさい」

（マタイによる福音書 7:12）

社会福祉法人アドベンチスト福祉会

平成31年度事業計画

理事長 白石 尚

本法人はその基本理念である「命に対する畏敬の念」を心に留めつつ、本年度も事業を計画し、推進して参ります。

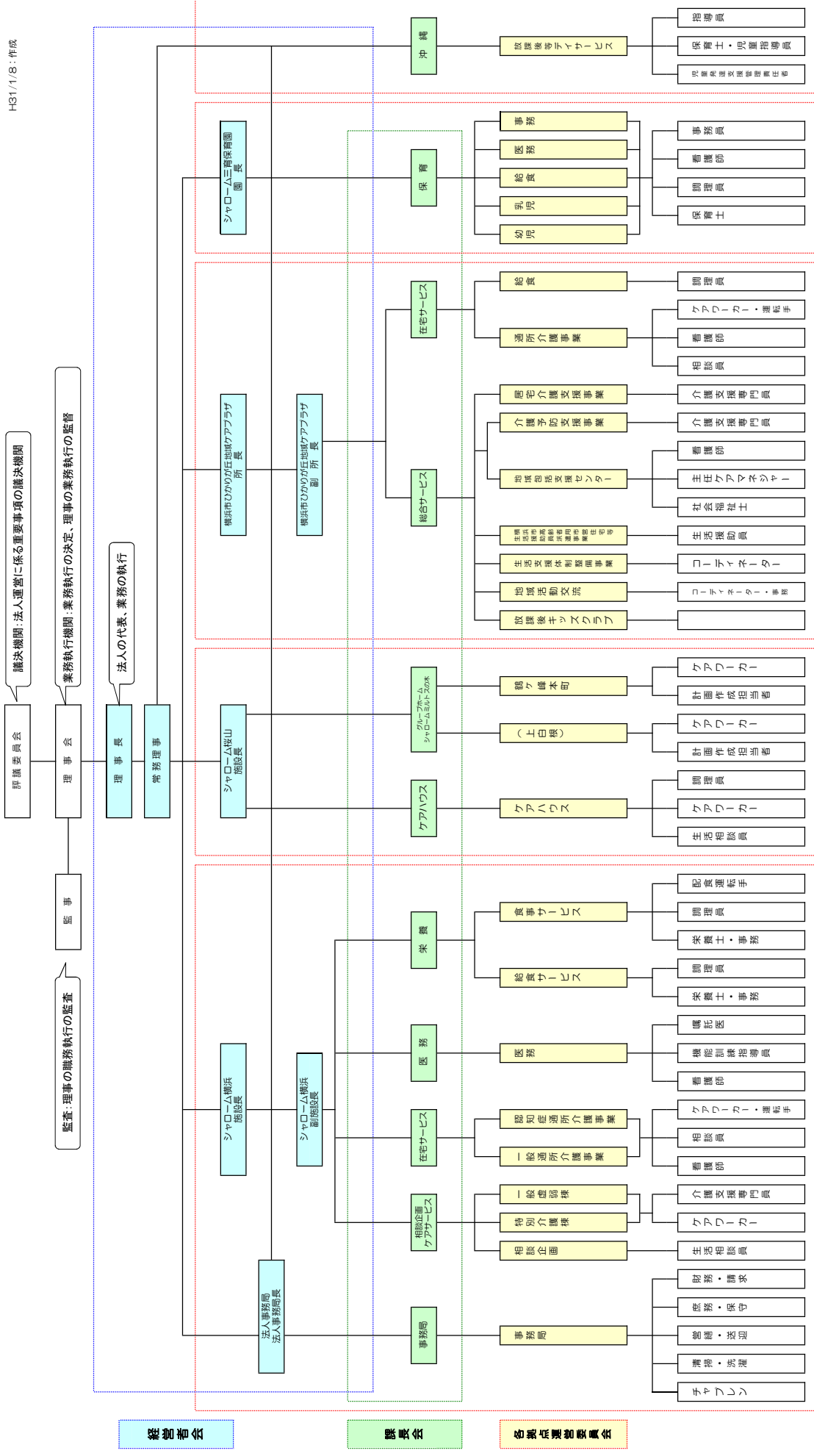
ノーベル賞医学・生理学賞受賞者の山中伸弥博士によれば、従来の脳が体全体の司令塔で、体の他の臓器はそれに従うという常識は覆えされつつあるのです。体中の臓器は互いに直接情報をやり取りし、言うならば臓器同士が会話をしながら、命と健康を維持しているというのです。

例えば脂肪細胞はただのあぶらではなく、「エネルギー十分だよ」というメッセージを脳に伝え、脳はそれを受けて「もう食べなくて良い」と判断するのです。体のなかの数十兆個ある細胞が、ツイッターでつぶやくようにして情報を発信し、それを別の細胞や臓器が受け取って、行動を起こし始めるのです。細胞たちが発するミクロの物質の情報回線は、総延長10万キロと言われる血管網です。知れば知るほど私たちの体の中はインターネットの世界によく似ているのです。私たちの社会以上に高度に進化した情報ネットワークが、体の中に存在すると言って良いでしょう。

アドベンチスト福祉会は横浜市内の18事業の内、シャローム保育園以外は主として高齢者施設を運営してきました。しかし今年度の新規事業として次世代を担う児童のための二つの事業を計画しています。一つは市内四季の森小学校における「放課後キッズクラブ」。もう一つは法人の設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団の関連施設が多く存在する沖縄県、浦添市における「放課後等デイサービス事業」です。

いずれにしろわたしたちの各施設でサービスを受けるご利用者ひとりびとりは、此の世に二人と存在しないかけがえのない命です。ご利用者並びにご家族の皆様との良いコミュニケーションを図りながら、シャロームに出会えて良かったと思っただけのサービスに励んで参りたいと思います。

平成31年度
社会福祉法人アドベントス福祉会
図 組織図



事業計画書

平成31（2019）年度



あったかいが
いいね

社会福祉法人 アドベンチスト福祉会

シャローム横浜

【目次】

1	施設長	2
2	相談・企画課	3
3	医務室	4
4	ケアサービス 特別介護棟（3階）	5
	一般虚弱棟（4階）	6
5	栄養課	7
6	事務局	8
7	在宅サービスセンター 通所介護（一般）	9
	認知症対応型通所介護（ひまわり）	10

平成31年度 シャローム横浜事業計画

施設長 村本 英邦

基本方針

未来に向けた一致（新たなチャレンジに向けた合意）

平成が明けて、日本においては新しい時代（新元号）となる2019年度、シャローム横浜は自らの福祉事業における「命に対する畏敬の念」について、その具現化のために以下の3つを念頭に置きながら考えて参ります。

1. 私たちが提供する福祉の根拠は何か
2. 私たちが関わるご利用者の真の幸せとはどのようなものか
3. 私たちがサービスを提供する上で整えるべきことはなにか

最近では、2025年問題（団塊の世代が後期高齢者となる）と併せて、2040年問題（単身世帯が約4割、65歳以上が約4000万人、深刻な若年労働力不足など）が指摘されるようになってきました。多くの課題を抱えた現代社会において、シャローム横浜の福祉を目指す理由が“平和の実現”であるとするなら、「弱者や孤児のために裁きを行い 苦しむ人、乏しい人の正しさを認めよ。弱い人、貧しい人を救い 神に逆らう者の手から助け出せ」（詩編82編3，4節）という聖書の言葉を根拠に、私たちは社会に希望の光を灯す役割を担う組織でありたいと思います。そのためにこれまで継続してきた「寄り添うケアの実践」をサービスの基本姿勢とし、サービスの基本方針である「未来に向けた一致（新たなチャレンジに向けた合意）」をさらに深める年度としたいと思います。そのためシャローム横浜の各部門においては以下の内容について検討し、取り組んで参りたいと思います。

1. 法人の基本理念を具現化に向けた取り組み（福祉実践の根拠の確認）

- ① 施設の朝礼への参加
- ② 人間理解のための取り組み
- ③ 部門内の具体的な目標設定

2. 安全と安心の確保

- ① BCP の理解と対応の習得
- ② 感染症対策の徹底
- ③ 未来に向けて活躍できる人材の育成（職員教育）

以上

平成31年度事業計画 部門名		計画責任者：氏名
相談・企画課		杉山 肇
I	事業基本方針 1 地域へのサービスを最大限に行えるよう、高利用率の維持と向上を計る。 2 ご利用者が「自分らしく」生活を営んでいくことができるよう、常に寄り添いながらご家族との関係調整を図っていく。 3 シャロームを利用して良かった、また利用したいと思われるサービスの提供を行う。 4 指示を出さなくても、職員それぞれがやるべき事を考えて、実行できるチームを作る。	
II	業務目標 1 高稼働率を維持し安定化を図る。 生活相談員のみならず、ケアマネジャーや看護師と協力し、円滑に待機者の事前面接を実施する。 2 地域に貢献する。 ・地域の中でいかされている施設として、地域のニーズを合致した貢献をする。 ・さまざまな複合的生活課題を抱えながら、生活をされている方々への対応を行えるよう、研修などに参加しスキルアップを図る。	
III	事業数値目標 1 特養・ショートステイ合計稼働率97%以上を確保する。 2 待機者リストの整理を、原則3日以内でまとめる。 3 地域行事の参加及び近隣医療機関との連携、近隣施設と意見交換を行う。(年4回以上) 4 積極的に外部研修へ参加する事で、生活相談員のスキルアップを図る。(5回/年)	
IV	業務の改善・見直し (部門の従来からの欠点・弱点の改善) 1 多くの待機者を確保するために、入所希望者へのアセスメントを複数名で行う。 2 自治会・老人会・地域ケアプラザ等の交流や地域活動への参加や支援を行う。 3 引き続き、間接業務効率化の徹底を図る。	
V	業務の強化・向上 (従来からの強み・良い点の強化向上) 1 特養の面接を効率的かつ多くの方々を面接するために、複数名でアセスメントを取り、多くの待機者を確保する。 2 各部署と協働し、ご利用者のご家族に寄添う支援を行う。 3 現況にあった看取り対応を他部署と話し合い、家族のニーズに答えられる様にする。	
VI	業務の新たな試み (新たなニーズへの対応・開発) 1 チャレンジ2020、シャローム横浜が魅力的な職場であるとアピールすると同時に次世代の育成を行う。 2 必要な時に必要な医療をご利用者が受けられるよう、近隣医療機関(急性期・療養型・診療所・精神科)とのネットワークを構築する。 3 事務作業の効率化と情報連携を容易に行うために、ICT化を検討する。 4 嚥下困難者のケアについて、ご利用者が安全に楽しんで食事ができる様、食事の提供や口腔ケアの充実を他部署と協力し実践する。 5 シャローム横浜の目指すべき、将来像を相談企画課として提案していく。	

平成31年度事業計画 部門名		計画責任者：氏名
医務室		品末 直美
I	事業基本方針 1 ご利用者が、最期まで自分らしく安心した生活を送ることができるよう支援する。 2 感染症の蔓延を防止する。 3 ご家族に寄り添い、支援していく。	
II	業務目標 1 ご利用者の健康状態を把握し、ご家族・多職種と連携をとりながら最期まで支援していく。 2 誤嚥性肺炎を予防する。 3 感染症予防について職員の意識向上を図り、蔓延を防止する。 4 業務の効率化を図る。	
III	事業数値目標 1 看取り後の振り返りカンファレンスを多職種で行う。・・・3回/年以上。 2 誤嚥予防のための個別リハビリを実施する。・・・・・・5回/週以上。	
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 誤嚥性肺炎の既往があるご利用者の口腔ケアを充実させる。 2 感染症の持込み防止策を各部署で再確認し、実施する。 3 他部署と連携して事務作業を見直し、簡素化を図る。 4 薬セット業務を見直し、薬業務を軽減する。 5 災害発生時に看護師がとるべき行動について医務室内で再確認する。	
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 ご家族の希望を踏まえ、看取りケアに関する書類を再検討し整備する。 2 病院医師や嘱託医からの情報を看護師より他職種へ明確に伝達し、共有していく。 3 ご家族・職員対象の看取りケア研修を多職種協働で計画・実施する。 4 機能訓練指導員、音楽療法士等と協力し、誤嚥予防のリハビリを強化する。 5 機能訓練指導員がポジショニング、褥瘡予防の研修をケアワーカー対象に実施し、ご利用者が安全・安楽に生活できるよう支援する。	
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 持ち上げない介護について学び、福祉用具の効率的な利用を検討する。 2 看護師が嚥下評価法について学び、嚥下困難者のケアにつなげていく。また地域の言語聴覚士との交流の機会を作り、連携につなげる。	

平成31年度事業計画 部門名		計画責任者：氏名
ケアサービス課 特別介護棟		杉山 肇・山中 重男
I	事業基本方針 1 ご利用者の個性に視点を合わせるにより、小さな「気づき」を大切にし、ひとつずつ積み重ねながら共感する姿勢を身につけ、何を思っているか寄り添って考える。 2 福祉用具を有効活用し、介護負担の軽減を図る。 3 指示を出さなくても、職員それぞれがやるべき事を考えて、実行できるチームを作る。 4 現況にあった研修を行う事で知識・技術の向上を目指す。	
II	業務目標 1 決められたことをしっかり守り、与えられた業務は真摯に行う。 2 排泄委員会を立ち上げ、ご利用者が快適に使用して頂ける様、検討と実践を行う。 3 重度化する介護負担軽減のため、福祉用具や介護ロボットの導入を検討する。 4 現況にあった研修体系を検討し、実践につなげる。	
III	事業数値目標 1 相談企画課、医務室等と連携し、稼働率97%以上を確保する。 2 嚥下困難者への支援について、利用者カンファレンス等活用し月1回以上検討を行う。 3 排泄介助について、正しく使用・介助することで、年間10%のコストダウンをする。	
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 感染予防の適切な対応ができるよう、感染予防マニュアルの反復訓練を実施する。 2 排泄介助について、正しい使用・介助方法を行う事で、ご利用者にあった支援を行う。 3 回想法への適時参加と、フロアへのフィードバックを行う。	
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 回想法で得られた情報を認知症ケアの具体的な実践に生かす。 2 音楽療法士から得た情報をケアプラン会議等に提供することで、個別ケアにつなげる。 3 リフト・トランスボードの活用した移乗をより多く実践することで、ご利用者の安心・安全につなげる。 4 各職種が専門的視点でプランを提案・検討することで、ケアプラン会議の充実を図る。 5 ご利用者に季節感を感じていただくため、引き続き外出を企画し実施する。 6 現況にあった看取り対応方法を皆で話し合い、ニーズに答えられる様にする。	
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 チャレンジ2020、5Sを理解・実行することで業務の効率化を図る。 2 職員研修について見直しを行うために、副主任主体でOJTに関する研修等に参加して情報収集を行い、2020年度に制定する。 3 嚥下困難者のケアについて、ご利用者が安全に楽しんで食事ができる様、食事の提供や口腔ケアの充実を他部署と協力して実践する。 4 シャローム横浜の目指すべき、将来像をケアサービス課として次年度までに提案する。	

平成31年度事業計画 部門名		計画責任者：氏名
ケアサービス課 一般虚弱棟		杉山 肇・山田 康裕
I	事業基本方針 1 ご利用者の個性に視点を合わせるにより、小さな「気づき」を大切にし、ひとつずつ積み重ねながら共感する姿勢を身につけ、何を思っているか寄り添って考える。 2 福祉用具を有効活用し、介護負担の軽減を図る。 3 指示を出さなくても、職員それぞれがやるべき事を考えて、実行できるチームを作る。 4 現況にあった研修を行う事で、知識・技術の向上を目指す。	
II	業務目標 1 決められたことをしっかり守り、与えられた業務は真摯に行う。 2 排泄委員会を立ち上げ、ご利用者が快適に生活して頂ける様、検討と実践を行う。 3 重度化する介護負担軽減のため、福祉用具や介護ロボットの導入を検討する。 4 伝達研修を積極的に活用し、職員のスキルアップを図る。	
III	事業数値目標 1 相談企画課、医務室等と連携し、稼働率の97%を確保する。 2 嚥下困難者への支援について、利用者カンファレンス等、月1回以上検討を行う。 3 排泄介助について、正しく使用・介助することで、年間10%のコストダウンをする。	
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 ご利用者・職員の身体的・精神的負担を軽減するため、福祉用具を活用し【持ち上げない介護】を実践する。 2 口腔ケアの実施方法を、歯科衛生士による助言を参考に毎食の口腔ケアを実践する。 3 排泄介助について、正しい使用・介助方法を行う事で、ご利用者にあった支援を行う。 4 現状にあった回想法を行うことで、認知症の方へのアプローチを知り共有する。	
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 介助方法や業務について、決められたことをしっかり守り、基本事項を徹底する。 2 感染予防・感染対応・緊急時の対応（AED・心肺蘇生等）の研修等を医務室と協力して勤務内で実施し、機能を強化する。 3 音楽療法士から得た情報を、ケアプラン会議等に提供することで、認知症ケアにつなげる。 4 機能訓練士、リハビリ係を中心に、持ち上げない介護を検討し、実践する。 5 各職種が専門的視点でプランを提案・検討し、ケアプラン会議の充実を図る。 6 現況にあった看取り対応を皆で話し合い、ニーズに答えられる様にする。	
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 チャレンジ2020 ①＜ご利用者に外の空気を吸っていただく＞ 全てのご利用者が外に出られるように、ADLに合わせた企画を計画し、外気浴や外出を楽しんでいただく。 ②＜職員のスキルアップ＞ 排泄介助・トランス方法について毎月15分間の勉強会を開催して、職員の介護スキルアップを図る。 2 嚥下困難者のケアについて、ご利用者が安全に楽しんで食事ができる様、食事の提供や口腔ケアの充実を他部署と協力し実践する。 3 シャローム横浜の目指すべき、将来像をケアサービス課として次年度までに提案する、	

平成31年度事業計画 部門名		計画責任者：氏名
栄養課		小寺 秀偉
I	事業基本方針 1 食事に対する安全、安心とご利用者の嗜好を第一に考え、新しい食材を取り入れることで、喜びと楽しみのある食事を提供する。 2 食事サービスは、提供する食材をバランスの良く取り入れることで、ご利用者の健康維持に努める。また、小学校菜食弁当は生徒の苦手な野菜を食べられるよう工夫することで、食べる喜びを知ってもらう。	
II	業務目標 1 安全、安心で彩り良い、美味しい料理の献立を取り入れるため、月に一度、栄養課にて献立会議を開き、季節に合ったメニューに取り入れる。 2 食中毒予防の為、調理にて出来るだけ食材の加熱し、食品の安全を確保する。 3 食事を提供するだけではなく、職員のご利用者への理解を浸透させる取り組みを行う。	
III	事業数値目標 1 地域での配食弁当 90食/日 2 小学校菜食弁当 40食/日 3 職員による食事介助 2回/月	
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 配膳ミスを減らすため、調理担当職員による最終確認を2名体制で行う。 2 食事サービスでは弁当の盛り付け時間を短縮するために役割分担を見直す。 また、食欲が減少しがちな高齢者に味付けを一律にうす味にするのではなく、おかずによって味付けを工夫する。	
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 消費税10%増税に伴い、魚や野菜等の単価の高い食品を質の良い冷凍食品などに切り替えて、食材料費を抑える。 2 食事サービスでは、ご利用者の希望により、状態に合った内容の食事を提供する。 3 盛り付けを丁寧なことににより、食事の美味しさをアピールする。 4 勤務体制により出来る範囲で朝礼に参加し、法人理念の浸透に努める。	
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 嚥下・咀嚼状態に合わせた食事だけでなく、見た目も配慮したソフト食を取り入れていく。 2 若葉台地域を中心に、民生委員に協力を得ながら食事サービスをアピールすることで、食数の増加につなげる。 3 小学校の生徒保護者や生徒に食事の大切さと菜食の美味しさを知ってもらうため、年度初めに試食会と学期に1回の全校給食を開催する。 4 BCPを意識し、年1回は防災訓練時に非常食を炊き出しして、災害対策に備える。	

平成31年度事業計画 部門名		計画責任者：氏名
事務局		高橋 洋子
I	事業基本方針 シャローム横浜事業計画基本方針の下、部門内・部門外のコミュニケーションを図り、お互いに助け合い、チームワーク良く業務を遂行する。	
II	業務目標 【正・速・美】 1 正確な数字、正確な情報、正確な判断、正確な処理を目指す。 2 迅速な判断、迅速な連絡、迅速な対応、迅速な処理を目指す。 3 美しい環境づくり、美しい身だしなみ、美しい接遇を目指す。	
III	事業数値目標 1 光熱費、定期購入物品などの更なる経費削減を図るとともに、各種助成金、補助金等で総額500万円を目指す。	
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 築20年を経過した施設の内装・設備等の見直し点検を行い、特に緊急性のある特養居室床の張替を検討実施する。 2 建物管理の委託業者について見直しを図っていく。 3 写真の入れ替え等を含め、ホームページの更新を図り、ご利用者の増加、職員獲得につなげていく。 4 ギャラリー倉庫・地下倉庫の整理整頓に努め、防災用品の随時見直しに努める。	
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 職員一人ひとりが自身の担当業務のスキルアップだけでなく、担当外の業務においても緊急時対応できるように業務内容の共有、スキルの習得を図る。 2 法人の基本理念を具現化するため、施設の朝礼参加を促す。 3 お互いに助け合いながら、必要時に他部署のフォローにはいれるような体制づくりをする。 4 玄関ホール・ギャラリー等で季節感を感じられる飾り付けに努め、ご利用者、来館者に心地よい空間づくりに心がける	
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 自分で考え、自分から行動する職員を目指し、内外の研修に積極的に参加するように促す。 2 防災対策について、更なる理解を深め、他部署と協働連携し、職員全員の意識向上に努める。 3 水道光熱費等をグラフにして‘見える化’し、職員玄関・職員食堂等に掲示し、職員全体の意識の向上を図る。 4 毎月の利用料の支払方法をご利用者に合わせたシステム方法に柔軟に対応できるように検討する。	

平成31年度事業計画 部門名	計画責任者：氏名
通所介護（一般）	椎橋 葉子
I	事業基本方針 1 法人理念に基づくあたたかい介護福祉の実践。 2 社会資源として、地域の要望に応えるサービスを展開する。 3 ご利用者の自立へ向けた支援と介護者の安心につながるサービス提供の追及と実践。
II	業務目標 1 在宅サービスセンターとして、認知症対応型通所介護・ショートステイ・給食部門と連携、協働することで介護の質を高める。 2 介護保険の理念に基づき自立へ向けての支援を行う。要介護状態でも可能な限り生活機能の維持向上を目指す。 3 認知症ケアへの理解を深める取り組みを行い、ご利用者の生活向上と介護者の負担軽減につながる支援を行う。さらに専門的視点を持ってご家族に助言できる職員を育てる。 4 看取りケアについて通所介護事業所としての役割や支援の可能性を追求・実践する。 5 地域社会への発信と施設全体の協働を常に意識して業務に取り組む。
III	事業数値目標 1 稼働率月平均85%を超えることを目標とする。 同時に法令遵守し一日の定員を越えることがないように調整をする。 2 施設の朝礼に月10日以上は参加する。 3 月1回以上、ミニ勉強会や伝達研修により職員育成を図る。
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 年間行事及びレクリエーションを目的にあわせて効果的な取り組みを行い、ご利用者の生活機能向上に役立てることを目指す。 2 継続して業務の効率化を検討して、ご利用者の支援に集中出来るようにする。 3 感染症対策として法人の研修に参加し、参加できなかった職員には伝達研修を行う。
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 認知症対応型通所介護ひまわりとの連携・協働により業務の効率化や情報の共有を図り、支援の質を更に高める。 2 ショートステイとの連携を強め、きめ細やかな支援につなげる。健康状態等の情報共有を行ない事故や疾病の悪化を予防する。初めてショートステイを利用されるご利用者の要望や好み、落ち着く環境づくりなどの情報をショートステイ相談員へ伝えることで、ご利用者の満足に繋げる。
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 サービス提供時間と加算の見直しをして収益アップにつなげる。 2 事業規模のシミュレーションを事務方と行い、最適な規模を検討していく。 3 職員全員がご利用者の個別通所計画を把握し、残存機能の維持、向上に繋げる個別援助を行う。研修を継続して行い利用者様の生活自立度を評価できるようにする。 4 災害時の対応について勉強会を持ち、特に送迎時の対応について検討をする。

平成31年度事業計画 部門名		計画責任者：氏名
認知症対応型通所介護（ひまわり）		田中 典子
I	事業基本方針 1 法人理念に基づくあたたかい介護福祉の実践。 2 社会資源として地域の要望に応える認知症ケアを迫及し在宅生活の安定をはかる。 3 ご利用者の残存能力の維持向上のために、専門職との連携を強化する。	
II	業務目標 1 在宅サービスセンターとして、一般通所介護、ショートステイ、給食部門と連携、協働して介護の質を高める。 2 介護保険の理念に基づき自立へ向けての支援を行い、可能な限り生活機能の維持向上を目指す。 3 認知症ケアをより深く学び、理解して関わることでご利用者の生活向上と介護者の負担軽減をはかる。 4 疾病の知識を深め、専門職と連携して質の高いサービスを提供する。	
III	事業数値目標 1 定員12名枠において、1日平均11名、稼働率92%を目指す。 2 介護者向け懇談会の開催として、運営推進会議を兼ねた全体会を年1回、ミニ懇談会（夕やけサロン）を6ヶ月ごとに3日間、日帰りバスハイクを年1回行う。 3 職員教育の充実を目指して各スタッフが目標を持ち、内部や外部研修に1回は参加する。	
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 働き方改革として、勤務体制や業務内容を見直し、超過勤務削減につなげる。 2 ご利用者の状況に合わせたサービスを提供するために、内部研修や伝達研修を随時企画し、職員のモチベーションや意識を高める。 3 職員同士の素早い情報共有のために様々な方法を試行することで、事故等のリスク削減につなげる。	
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 就寝前介助や送迎時の自宅での支援を継続し、介護者やご利用者の安心につとめる。 2 送迎時の情報やご家族とのやりとりを事業所に情報提供することで、安定した在宅生活の維持につとめる。 3 一般通所介護やショートステイとの協働により、ご利用者や地域から信頼される施設を目指す。 4 回想法や人生紙芝居などの取り組みを行い、ご利用者の理解を深める。	
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 運営推進会議や家族懇談会を通して地域のニーズを探り、サービスに活かせる方法を模索する。 2 災害時の対応についての勉強会を行い、特に送迎時の対応について検討する。	

平成31年度アドベンチスト福祉会 各種委員会活動 シャローム横浜版

	委員会名	開催日	役割と目的
運営管理組織	経営者会議	毎月第1金曜日及び随時	法人全体の運営管理の責任を負い、今後の方向性について検討する。また、中間管理職研修を企画・実施する。
	課長会	毎月第2水曜日16:00～17:00	法人全体の人材育成について責任を負い、職員研修や今後の事業展開についての検討を行う。
	運営委員会	毎月第4水曜日16:00～17:00	各拠点ごとの、運営上の重要事項について協議・決定する。
各種委員会	入退所検討委員会	月1回随時開催	特養の入所・退所について決定・承認する。
	ケアサービス委員会	毎月第3水曜日16:15～17:15	特養のサービス内容について検討し、ご利用者にとってよりよいサービスを目指す。また、身体拘束廃止・虐待防止・褥瘡予防・医療行為等についての検討も定期的に行う。
	給食委員会(横浜・桜山)	毎月第2月曜日13:00～13:30	各サービスより意見を集約し、食事を楽しみとして提供できることを目指す。
	防災委員会(横浜・桜山)	毎月第4水曜日13:00～13:30	策定した計画に基づき、防災訓練や研修を実施することで、職員の防災意識を高め、事業継続につなげる。
	感染症対策委員会(横浜・桜山)	偶数月第4水曜日 運営委員会前後及び随時	感染対策を検討し、周知徹底させることにより、感染症の発生を予防する。
	安全衛生委員会(横浜・桜山)	偶数月第4水曜日 運営委員会の前に開催	健康診断や予防接種等の企画・実施を行い、職員が健康に働けるようにする。
	職員教育委員会(横浜・桜山)	毎月第2水曜日13:00～13:30	研修を実施し、理念に基づいて自ら行動できる人材を育成する。
	法人内研究発表委員会 (横浜・桜山・担当部署等)	5月より委員会開催	担当部署が研究発表に取り組めるようサポートし、対外的にも発表できるようにする。
	ボランティア委員会(横浜・桜山)	毎月第4月曜日13:00～13:20	ボランティアが円滑に活動できるよう、体制を整える。
	排泄委員会	毎月第1水曜日15:30～16:00	排泄について検討し、ご利用者に快適な生活環境を構築する。
	シャローム通信	毎月10日迄に原稿提出	毎月発行される通信の企画・編集を行う。
行事・委員会	納涼祭準備委員会 開催日:7月28日(日) (横浜・桜山)	5月3日(金)より委員会開催 毎週金曜日13:00～13:20	納涼祭を企画・運営し、地域住民と一緒に作り上げる。
	シャロームデー・ボランティア感謝の集い 開催日:10月20日(日)	7月より委員会開催	地域住民を呼び込むイベントを開催する同時に、ボランティアへの感謝を表す会を行う。
	法人内研究発表委員会 開催日:11月21日(木) (横浜・桜山・担当部署等)	5月2日(木)より委員会開催 毎月第1木曜日13:00～13:20	担当部署が研究発表に取り組めるようサポートし、対外的にも発表できるようにする。
	さくら会(横浜・桜山・ミルトスの木)	毎月第3木曜日13:00～13:20	様々なイベントを企画し、職員同士の交流を深める。

平成31年度 事業所全体の年間研修スケジュール

・目的:法人理念を具現化するための人材育成と定着を目的とする。

・目標:①職員一人ひとりが法人職員である自覚を持ち、自分で考えて、行動できる職員を育てる。

②交代制の現場でも、職員全員が継続的に研修に参加し、教育を受ける機会をもつ。

月日	研 修 名	内 容 ・目 標	研修体制
4月	新人職員研修 【法人】	法人理念等の基礎を学ぶ	【法人】: 法人全体の研修 ①新人職員研修 ②中堅職員研修(法人職員スタンダード研修) ③法令で定められた研修 【施設】: 拠点の委員会が主催 ①施設内研修の企画実行 ②外部研修情報の提供(伝達研修) 【事業所・部門】: 課長・主任が主催 ①各事業所・部門単位で開催方法を検討し、専門性を深める研修を企画・実行する ②外部研修:参加後に各事業所内で伝達研修を行う 【個人】 ①個人目標を立てて、研修リストを作成する ②自発的な研修参加(外部研修・e-ラーニングなどを活用) ③報告書の作成、及び伝達研修の実施 【経営者会】 ①中間管理職研修を企画・実施する 【チェックリスト】 ①法人に所属する全ての職員は、各自参加した研修を職員研修記録票に記載し、知識・技術の向上及び専門性の向上に努める。なお、各自の研修計画は、上司と相談しながら実施し、年度末には研修記録票を上司へ提出する
4月	音楽療法を学ぶ ～認知症ケアの視点から 【施設】	日頃行っている音楽療法の活動を通じて、認知症ケアについて学びを深める	
5月	個人情報保護・法令順守 【法人】	利用者の個人情報保護の取り組みや法令に対する理解を深める	
6月	人権擁護・虐待防止 (身体拘束等排除) 【施設】	人権擁護の観点から、虐待防止・身体拘束等の排除についての基本的考えを学ぶ	
7月	食中毒の予防 【施設】	食中毒の発生予防及び蔓延を防止するための仕組みを学ぶ	
8月	安全運転講習及び運転操作	運転する職員への安全に対する意識付けと車両の操作方法を学ぶ	
9月	ターミナルケアについて 【施設】	死をを迎えるご利用者やご家族へのケアの方法や考え方を学ぶ	
10月	感染症の発生予防 【施設】	感染症及び食中毒の予防・及びまん延を防止するため、標準予防策を学ぶ	
11月	施設内研究発表会 【法人】		
12月	ミッションデイ 【法人】	スピリチャルケアの本質について学びを深める	
1月	リスクマネジメント研修 【施設】	ヒアリはっと・事故に対する考え方を理解し、予防対策を実践できるようにする。	
2月	法人職員スタンダード研修【法人】	中堅職員を対象。法人の歴史、理念、倫理、リスクマネジメント、感染症対策、スピリチュアルケアについて学ぶ	
3月	非常災害時の対応 【施設】	防災委員会を中心に、非常災害時の対応方法を学ぶ	
	中間管理職研修 【法人】	主任・副主任など、次世代を担う人材を中心に、管理職研修を行う。	

現場職員に対する研修

四半期毎 及び適時	現場職員研修研修 【施設】	身体拘束防止・リスクマネジメント・嚥下困難・感染症等の現場職員に対して必要な研修を適時実施する。	
--------------	---------------	--	--

事業計画書

平成31（2019）年度



社会福祉法人 アドベンチスト福祉会

ケアハウス シャローム 桜山
グループホーム シャローム ミルトスの木（上白根）
グループホーム シャローム ミルトスの木 鶴ヶ峰本町

平成31年度 ケアハウス・グループホーム事業計画の基本方針

施設長 成瀬志津子

【ケアハウス シャローム桜山】

シャローム桜山は、毎月開催の「入居者懇談会」で話し合うことを前提に「自立と自律」の施設として機能するように考えています。22年目となる今年は、高齢化、虚弱化していく入居者の自立をフォローするために何ができるのか、また、日常生活の助けとなるサービスを紹介、導入することや、家事援助の介入方法、緊急時の対応方法等について、入居者、ご家族とともに職員一同で考えていきます。日勤の職員は、朝礼参加の時間を確保し法人理念に基づく学びの場とします。建物、設備については補修、修繕、買い替え等が必要になっており、経費を節約しながら計画的に取り組めます。

【グループホーム:シャローム ミルトスの木 シャローム ミルトスの木鶴ヶ峰本町】

グループホームは認知症の方々、そのご家族にとっての安心なホームです。職員は、入居者の不安や心配を受け止め、「大丈夫ですよ」と安心していただけるよう、認知症についての知見と、人間理解を深め、介護技術を学びあい「あったかいがいいね」のモットーに基づいた支援に取り組んでいきます。また、法人理念に基づいて、看取り支援をご家族、訪問医とともに行います。職員は、ターミナルケアに必要な知識を学び、ともに支えあっていきます。これらのサービス提供について、2館あるミルトスの木の標準化をはかり、職員の異動を含め、書類等の見直しを順次行います。

自治会、ケアプラザの方に参加いただく運営推進会議を隔月開催すると共に、地域の一員として、自治会活動、地域防災活動などに参加し、地域の方が気軽に立ち寄っていただける環境を作ります。

平成31年度事業計画 部 門 名		計画責任者：氏 名
ケアハウス シャローム桜山		田中 綾子
I	事業基本方針 法人の理念のもと、入居者の「自立と自律」を支援し、入居者に必要なサービスを見極め、紹介、提供していく。	
II	業務目標 1. 入居者の心身の状況を把握し、その相談に応じるとともに、入居者の自主性を重んじた助言・援助を行う。 2. 開設以来使用し続けた設備や、備品については、順次修繕、買い替えが必要になっている。計画的に修理、補修をしていきたい。	
III	事業数値目標 1. 入居率98%以上を維持できるように入退去及び待機者の管理を行い、速やかな入退去判定委員会の開催につなげる。	
IV	業務の改善・見直し（部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1. 毎月のケアハウス運営委員会で職員の経験とスキルを蓄積し、業務マニュアルを都度更新し、日常業務の効率化を図る。 2. 入居者の心身の変化に応じて、個々の生活上の支援を行う。外部サービスのほかに有償サービスを考えていく。	
V	業務の強化・向上（従来からの強み・良い点の強化向上） 1. 救急対応に役立つように「緊急時情報」を各居室に置いたが、随時見直して、最新の情報源として活用する。 2. 入居者のニーズに合わせて、勉強会、研修会を企画し、入居者の介護予防に努める。	
VI	業務の新たな試み（新たなニーズへの対応・開発） 1. 20年間続けてきた業務が多いので、現状に合わせて業務改善を行う。 2. 月1回開催の入居者懇談会での申し送りでは不十分になったので、各種のお知らせは、口頭での発表に加えて、懇談会の報告書、食堂、エレベーター前のポスター掲示、直前の館内放送、入居者個別に依頼など、手厚く対応していく。	

平成31年度事業計画 部 門 名	計画責任者：氏 名
シャローム ミルトスの木（上白根）	治部 実
I	事業基本方針 1. 利用者の能力に応じ、自立した日常生活を維持できるように支援していく。 2. ICFの視点に立った介護過程の展開を実施し、介護プロセスに則って作成されたケアプランに基づき介護サービスの提供を行う。 3. 尊厳ある終末期の支援を、ご家族や訪問医との協力の中で行っていく。
II	業務目標 1. 安全な生活・・・防災訓練・避難訓練の充実により有事の際の備えをすると共に、事故防止委員会を中心に事故の防止、職員研修の充実をはかる。 2. 健康な生活・・・高齢者が健康な生活を送るための基本的な知識を身に付け、利用者の体調の変化にいち早く気付き、必要な措置を講じることができるよう体制を整える。また感染症予防や蔓延防止に努める。 3. 穏やかな生活・・・終末期を迎えようとする利用者やそのご家族に対して適切な相談や支援を行うことによって穏やかで安心できる環境を提供する。 4. 安定した収益基盤・入居率を上げ、業務改善とコスト削減に努める。また適正な要介護度の申請により介護負担に応じた収益を目指す。
III	事業数値目標 1. 夜間想定避難訓練を年1回、火災や地震を想定した防災訓練を年2回行う。 2. 外気浴・散歩・買物などにより、1日1回外気に触れるよう声掛け・誘導する。 3. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（3年以上継続勤務者を3割以上維持）を継続する。また認知症専門ケア加算（Ⅰ）を維持する。 4. 入居率96%を目指す。
IV	業務の改善・見直し 1. 遠方であったり高齢のためになかなか面会に来られないご家族に安心して頂くために、年に2回の家族会のスケジュールを見直し、ご家族との面談時間を作る。またご家族の都合に合わせ、柔軟に対応できるように努める。 2. 介護記録を作成するためのマニュアルを整備し、全ての職員が説明責任を果たすことができる介護記録を実践する。 3. 毎月のモニタリングとアセスメントを活かし、利用者様の変化に迅速に対応したケアプランを作成する。 4. 事故や病状の急変に迅速かつ適切に対応できるように、一連の流れをシステム化し、職員全員が研修を受け、対応方法を習得する。
V	業務の強化・向上 1. サービス業であるという認識を持ち、人権尊重や尊厳を守り、利用者様に強いる言葉や否定的な言葉のない環境を整える。 2. 事実と考察が判断でき、基本の5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）を意識した記録ができるようになる。 3. 食費を細かに分析し、業者購入メニューと自由メニューのバランスや献立を工夫するなどコスト削減に努める。 4. 利用者の高齢化に伴うご家族のニーズに応えるため、「看取り指針」を整備し、ホームにおける看取りに対応するため職員教育に努める。
VI	業務の新たな試み 1. 地域貢献や近隣住民との交流を深めるためにホーム主催の交流会（例えば食事会や介護相談会）を実施する。 2. 一日の業務予定表を再確認して必要な業務を適正な人員でできるように調整する。チームで業務を遂行するという意識を持ち、何でも話し合える環境を整える。

平成31年度事業計画 部 門 名		計画責任者：氏 名
シャローム ミルトスの木 鶴ヶ峰本町		浅岡 真美
I	事業基本方針 1. ご利用者の能力に応じ、自立した日常生活を維持できるように支援していく。 2. ICFの視点に立った介護過程の展開を実施し、介護プロセスに則って作成されたケアプランに基づき介護サービスの提供を行う。 3. 尊厳ある終末期の支援を、ご家族や訪問医との協力の中で行っていく。	
II	業務目標 1. 安全な生活・・・防災訓練・避難訓練の充実により有事の際の備えをすると共に、事故防止委員会を中心に事故の防止、職員研修の充実をはかる。 2. 健康な生活・・・高齢者が健康な生活を送るための基本的な知識を身に付け、利用者の体調の変化にいち早く気づき、必要な措置を講じることができるよう体制を整える。また感染症予防や蔓延防止に努める。 3. 穏やかな生活・・・終末期を迎えた利用者やそのご家族に対して適切な相談や支援を行うことによって穏やかで安心できる環境を提供する。 4. 安定した収益基盤・入居率を上げ、業務改善とコスト削減に努める。また適正な要介護度の申請により介護負担に応じた収益を目指す。	
III	事業数値目標 1. 夜間想定避難訓練を年1回、火災や地震を想定した防災訓練を年2回行う。 2. 外気浴・散歩・買物などにより、1日1回外気に触れるよう声掛け・誘導する。 3. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（3年以上継続勤務者を3割以上維持）を継続する。また認知症専門ケア加算（Ⅰ）を維持する。 4. 入居率96%を目指す。	
IV	業務の改善・見直し 1. 利用者の体調急変や事故発生時において適切な対応が迅速に行える様、マニュアルを再整備する。また、毎月の全体ミーティングの中で対応方法を再確認し、全職員が同対応が出来る様にする。 2. 起きてしまった事故に対し、事故再発防止策を全職員で検討する場を迅速に持ち、決定した対策をケアプランへと反映させていく。 3. 利用者様の転倒は骨折等の怪我によりADL低下を招くばかりでなく、入院する事によりホームの経済的な損失となる。転倒防止のために職員の意識向上やスキルアップ・居住環境の整備・ケアプランの見直し・利用者様の筋力強化等に取り組む。	
V	業務の強化・向上 1. 運営推進会議や地域主催の防災訓練、また地域ケアプラザの行事や自治会のお祭りに積極的に参加することにより地域住民との絆を強化する。また登校時の中学生への声掛け（挨拶）活動や隣接する公園の清掃を通して地域貢献を継続する。 2. ホームでの看取りを行うご家族の不安の解消、ご家族の要望に沿ったチームケアが最期まで行える様、看取りの研修に積極的に参加し、看取りケアのスキルアップに努める。 3. 利用者のADL変化に迅速に対応したケアプランを作成する。また、ケアプランを更新した際、ご家族に直接説明が出来る様、可能な限り個別の面談時間を作っていく。	
VI	業務の新たな試み 1. 地域貢献と地域住民との交流を深めるためにホーム主催の交流会（例えば食事会や介護相談会）を検討する。 2. 町内会（約1200所帯）に属している事から、回覧板などを活用し、ホームより介護に関する情報などを発信していく。 3. 職員がより働き安くなるように、働き方改革の一環としてシフトやタイムスケジュールの柔軟な見直しを図る。	

事業計画書

平成31（2019）年度



あったかいが
いいね

社会福祉法人 アドベンチスト福祉会

横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ

【目次】

1	所長（基本方針）	2
2	地域包括支援センター	3
3	地域交流事業	4
4	生活支援体制整備事業	5
5	居宅介護支援事業	6
6	通所介護部門	7
7	通所介護給食部門	8
8	横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業	9

平成31年度 横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ事業計画 基本方針

所長 下山 直樹

横浜市ひかりが丘地域ケアプラザは「地域の身近な福祉拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていくことを目的として設置されています。

私たちの役割は大きく分けて以下の4つになります。

- ①地域の身近な相談窓口として、日常業務や地域住民とのつながりを通じて把握したあらゆる相談や情報を受け止めること。
- ②適切な支援策を地域ケアプラザとして考え、支援を行い、あるいは適切な機関につなぎ、受け止めた相談等の支援策を考える場に主体的かつ継続的に関わること。
- ③地域の魅力と課題を把握し、課題解決に向けた活動を主体的に行うとともに、地域の活動を見守り、支え合う仕組みづくりを行うこと。
- ④区役所、区社協及び他地域ケアプラザ等と連携し、個別支援で捉えた課題や地域の取り組みを区の施策につなぐこと。

このような目的・役割を踏まえて、平成31年度の基本方針を以下のように策定いたします。

1. 福祉避難所としての役割については前年度も区役所主導のもと連絡会及び訓練にて確認してきました。当ケアプラザ内における訓練の実施等を通じて災害時に適切に機能することができるよう準備を行います。
2. 西ひかりが丘団地における地域医療福祉拠点化については、地域住民の誰もが気軽に参加でき、かつ課題解決のきっかけが得られる場となるよう、地域住民と協働して話し合いをすすめます。
3. 四季の森小学校放課後キッズクラブの新設等の機会を活かし、ボランティアコーディネートの充実を図ります。

平成31年度事業計画 部門名	計画責任者：氏名
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 地域包括支援センター	西村 明史
I	事業基本方針 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の心身の健康維持、介護予防・保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行っていく。
II	業務目標 下記業務を区福祉保健センターと密接な連携を図りつつ行っていく。 1 包括的支援事業； ア、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く） イ、総合相談支援業務 ウ、権利擁護業務 エ、包括的・継続的ケアマネジメント業務 オ、在宅医療・介護連携の推進 カ、生活支援サービスの体制整備 キ、認知症高齢者の総合的支援 2 介護予防支援業務 3 第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るもの）
III	事業数値目標 1 相談には迅速・丁寧な対応を心がける。必要があれば訪問して相談を受ける。 よりの確な支援をするために資質の向上を図る … 相談件数、約月140件 2 介護予防事業の開催及び認知症予防、ロコモ予防等の普及啓発 … 年間23回 3 権利擁護の普及啓発研修、認知症の勉強会 … それぞれ年に1回 4 地域ケア会議の開催 … 個別会議 年4回、 包括レベル会議 年2回
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 地域特性、地域課題に適した支援が出来るよう、地域のアセスメントや事業の評価・再構築をしていくために、さらなる情報収集に努め、資料等のデータ化・見える化に取り組み、より客観的な分析を試みる。
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 行政や地区社協、自治会や地域の介護保険施設、医療機関、障害福祉関係機関、商店、ボランティア等様々な方々とのネットワークを維持強化していく。精神科領域の相談に、より適切に対応できるよう専門職との連携を強化していく。
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 生活支援体制整備部門、地域活動交流部門、横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業と連携し、地域の課題を明確にし、地域に必要な資源が位置付けられるよう出来ることから一つ一つ着手していく。 精神科領域の専門職を交えての相談会を定期的に企画・開催していく。

平成31年度事業計画 部門 名	計画責任者：氏 名
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 地域交流部門	滝沢 泰彦
I 事業基本方針 1 住民主体の地域づくりを、関係機関や他職種の方々と連携して支援する。 2 地域福祉保健計画（災害に備える・仲間作り・多世代交流・健康づくり・高齢者や障がい者、子どもの見守り・助け合いの仕組みをつくる）の推進。 3 情報収集と周知方法を整え、場の提供と交流を推進。 4 設備や建物の適正管理と経費削減に取り組む。	
II 業務目標 1 関連機関や他職種と連携する為に会合や連絡会へ積極的に参加する。 2 地域包括支援センターや生活支援体制整備事業等と連携して相談内容の分析を行い地域支援事業に繋げる。 3 地域のニーズに即した、自主事業が実施できるよう、自治会や他のケアプラザなどと情報を共有し、質を高める。 4 利用者が安心して使用できるように、敷地内の建物や庭、設備等を整える 5 あたたかい窓口と、迅速な対応を行えるよう創意工夫する。	
III 事業数値目標 1 主催事業を月10種、延べ20回以上開催する。 2 来館者数月 2,000名以上 3 固定経費の削減3万円／月（水道光熱費・通信費・コピー代など）を目指す。	
IV 業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 地域包括支援センターや生活支援体制整備事業等と連携して、見守りネットワークや居場所作りなどの需要に対して、提供が充分行き届くよう、創出方法を見直す。 2 見落としや間違いを減らすために、記録の書き方や申し送り事項等の業務を見直す。 3 広報のし方や内容（募集記事・部屋利用状況表・掲示板・ホームページ）を見直す。 4 ネットワーク環境の整理や、水道光熱費、建物管理、警備などを見直す。	
V 業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 地域ボランティア団体への支援や情報提供、各団体からの意見収集に努める。 2 災害など有事の際の役割確認と、地域との防災協力体制の強化を行う。 3 近隣の保育園・幼稚園・小中高等学校にアプローチし地域の方々、特に高齢者との交流の場を設定する。 4 広報活動を通し、地域防災・防犯・トラブル防止につながる情報を発信に努める。 5 各種募集記事など、地域への情報発信の内容を充実させる。 6 環境の向上に努めながら、経費削減を行う。	
VI 業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 AED講習を地域の住民向けに行うなど、住民主体の地域を作るべく需要を的確にとらえ支援していく。 2 地域の防犯上必要な事案が発生した場合、速やかに地域との情報共有を行うことが出来るシステムを作る取組により、地域福祉保健計画の推進につなげる。 3 AYAMU の推進を図るため、生活支援体制整備事業と連携し、地域資源の有効活用及び効率が図れるようにシステムを積極的に活用する。	

平成31年度事業計画 部門名	計画責任者：氏名
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 生活支援体制整備事業	飯田 竜一郎
I 事業基本方針 地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を通じ、多様な主体による多様な支援の提供体制を構築し、生活支援・介護予防の充実した地域づくりに取り組む。	
II 業務目標 1 住民主体のサークル活動の生きがい・楽しみの存続に努める為、地域への活動紹介を積極的に行う。 2 介護予防・生きがい作りの為の活動団体の担い手育成を継続する。 3 地域住民への日常生活アンケート（聞き取り調査、会議等）を通じ、継続したアセスメントを行い課題抽出に努める。 4 日常生活支援総合事業の推進を図る為、体制整備に努める。	
III 事業数値目標 1 生活支援体制整備事業の推進を図るため、テーマを明確にした上で協議体の開催を年間1回以上行う。 2 年2回のシニアボランティアポイント講習を計画的に進め、地域活動への参加を促し、共に助け合う事の必要性の周知を行う。	
IV 業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 ケアプラザを挙げての地域支援を行えるよう、他職種連携の場を通じ情報共有・提案・相談等、意見交換を積極的に行う。 2 地域住民の活動の場へ積極的に参加し、関係作りに努める。 3 情報の共有を図るため、生活支援体制整備事業・地域交流部門の情報データの統合を図り地域資源の有効活用及び業務効率の向上に努める。	
V 業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 協議体を通じて、地域住民の思いやりや助け合いの気持ちを基盤とした活動を継続出来る様、支え合いの仕組みを強化する取組を行う。 2 シニアボランティアポイント講習を通じて、住民の強みを活かし地域力の向上並びに地域活動への参加を促す取組を行う。 3 旭区生活支援コーディネーター連絡会を通じて、多様な研修を活発な地域活動へ繋げるため計画的な取組を行う。 4 西ひかりが丘団地におけるモデル事業を通じて、地域・区役所・施設と連携し、多国籍な交流から地域活動への参加に繋げる取組を行う。 5 食支援事業については地区社協・区役所と連携することで必要時適切な対応を行う。 6 西ひかりが丘団地における地域医療福祉拠点化について、ささえ合い連絡会の中で推進し共に支え合える地域づくりを行う。 7 学生ボランティアを通じ多様な世代が共生社会に触れる事で将来の活動に繋げる事と現活動者の役割の軽減を図る仕組みを構築する。	
VI 業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 ケアプラザへ来所出来ない方、引きこもりがちな方等、個別ニーズを把握した上で行う出張支援の取組を行う。 2 ボランティア団体運営者の活発な活動を助長する為、ケアプラザ内で行っている自主事業参加者等よりボランティア活動へ繋ぎ、活動の活発化を促す。 3 ボランティア活動者の不安の解消の為に必要な技術研修等により、活動の活性化を図る。 4 共生社会を推進する為に地域課題の一つである認知症への理解を地域と共に共有するため、計画的にキャラバンメイト講習を行う事で、参加しやすい環境を整備する。	

平成31年度事業計画 部門名	計画責任者：氏名
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 居宅介護支援事業部門	江口 直美
I 事業基本方針 地域の方々が独居、老老介護など困難な状況であっても、住み慣れた自宅で暮らせるよう、安心と信頼を提供する。ご利用者の意思を尊重し、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来ることを目指し、支援を行う。	
II 業務目標 1 互いに連携する ・毎月実施される民生委員懇談会に出席し、情報交換を行う。 ・サービス事業所、地域包括支援センター、行政、医療機関等からの相談には積極的に対応し連携を深める。 ・ケアプラザ協力医とケースカンファレンス会議を実施し連携を深める。 ・予防介護支援事業と協力し予防支援居宅サービス計画書作成する。 ・旭区からの認定調査の委託に対応し、地域の方々に資するよう務める。 2 互いの資質を向上させ信頼に繋がる体制を作る ・運営基準に基づいたサービスを実施する。 ・月に一回事業所内事例検討会を実施、一つの事例に対し多方面からの意見を得られる場を作る。 ・事業所内で連携を図り、包括・地域・通所からの情報、助言を受けられることで、緊急の際も早急に対応出来る体制を維持していく。 ・「サービス内容に関するご利用者アンケート調査」、により、業務の振り返りと改善を実施する。 ・新規開設の地域の福祉・保健サービス等の情報を収集しご利用者のニーズにあったサービスを提供出来る体制を作る。	
III 事業数値目標 1 居宅サービス計画書作成件数：毎月85件×12ヶ月＝年間1,020件 2 介護予防支援計画作成件数：毎月55件×12ヶ月＝年間660件 3 認定調査受託件数：年間：80件（区外からの委託を含む） 4 事例検討会の実施：年間：6回	
IV 業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 受診同行、行政手続きなど本来であれば家族が対応する内容だが、家族の介護力が低いケースが多くケアマネが対応せざるを得ない現状がある。全てを任されるのではなく、皆が自立した生活を営めるよう、家族にも対応に関する助言やアドバイスを行っていく。家族対応がどうしても困難な方に関しては、民間の身元保証会社なども検討する。	
V 業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 地域ケア会議への参加、包括、行政、医療機関、地域などと連携を図ることで困難なケースに関しても解決策を見出していく。 2 本人、家族共、不安を持たずサービスが利用できるような話を聞き、共に考え、専門職としての支援を行う。	
VI 業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 30年度の改正では、医療から介護サービスと切れ目なく受ける体制を整備すること、自立支援、重度化防止に資する質の高いサービスの実施などが求められていた。今後も医療機関との連携強化、質の高いケアマネジメント、ケアマネとしての質も求められることから、研修の参加など自身のスキルを上げる意識を個々が持つ。 2 家族がいないご利用者に対し、保険外の依頼を受けることが多くなっている。行政を始めインフォーマルサービスに繋げることで、本人の能力を活かし、かつ業務の効率を上げる。	

平成31年度事業計画 部門名	計画責任者：氏名
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 通所介護	鈴木 葉子
I	事業基本方針 1 デイサービスの支援が必要な利用者の意欲と生活機能及び生活意欲の維持・向上めざして、サービスを提供する。 2 地域福祉の担い手として責任感を持ち、多様な資源との『繋がり』を大切に『謙虚な気持ち』ご利用者及びご家族への支援を実践する。 3 利用者・ボランティア・職員が、それぞれに《目配り・気配り・心配り》を行うことによりさらに暖かくご利用者からも地域からも必要とされるデイサービスを目指す。
II	業務目標 笑顔で迎え、笑顔で送るデイサービス。「来てよかった」「また来たい」と笑顔で過ごしていただけるデイサービス。ご利用者や家族が安心できるデイサービス。常に安全とサービスの質の向上を意識して日々の業務に取り組む。 1 制度に即した運営：利用者それぞれの生活にあった、選べるサービス、また個々に必要なケアプランに添ったサービスを提供し誰もが安心して生活が送れるよう関係法令を遵守し、計画的な事業を行う。 2 サービスの質の向上：安全かつ安心な送迎を行うために送迎マニュアルを見直し、職員やドライバー間で対応を統一する。 3 情報発信：必要に応じご家族やケアマネジャーに文章や電話などで情報の提供を行う。特に身体的及び精神的に急を要すると判断した時は、速やかに家族のみならず医療等、関係機関とも情報共有に努める。その際は必ず発信記録を怠らない。また、急変時の連絡体制も個別に対応方法を明文化する。 4 地域社会及び関係各所との連携：地域包括支援センターや関係機関と連携し、特に問題ケースでは早めに対応しケース記録等記載を徹底する。 5 個人情報の適切な管理：個人情報の有用性に配慮し、その権利と安全を保護する。
III	事業数値目標 1 一日平均延30人のご利用者数を確保。(通常規模事業所・定員40名) 2 介護サービス情報の公表の調査項目を全て実施。
IV	業務の改善・見直し (部門の従来からの欠点・弱点の改善) 1 規模変更に伴い利用者への料金説明及び事業所への連絡を遅滞なく行う。 2 職員間の連絡事項共有の為に必要な手順表を見直し、必要に応じて新たに作成する。
V	業務の強化・向上 (従来からの強み・良い点の強化向上) 1 職員の適材適所への配置を考え組織の見直しをする。 2 新たに複数の認知症実践者研修の取得をする。 3 マニュアル等を見直し、常に改善個所において再作成をする。 4 新規利用者について、ノーと言わずに積極的に受け入れる。 5 テラスの整備について、美化意識を持って日常的に整理に努める。
VI	業務の新たな試み (新たなニーズへの対応・開発) 1 職員間の連絡・連携を徹底できるように、方法と手段の見直しをする。

平成31年度事業計画 部門名	計画責任者：氏名
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 通所介護給食	鈴木 葉子
I	事業基本方針 健やかな生活を支える基本となる食事を提供するために、季節感が楽しめる新鮮な野菜を多く使い、栄養バランスの良いメニューを工夫して、普段自宅では食べられない食事提供を行う。又、噛む力が衰えている方も安心して栄養が確保できることや、素材の味を生かした薄味の調理を目指す。 毎月発行の「献立表」で料理を紹介していく。
II	業務目標 1 選択食やお楽しみメニューを取り入れ、ご利用者の満足度を高める献立づくりをする。 2 相談員、介護職、看護職と連携をとり、安全で美味しい食事の提供に努める。また個々の身体状態に合わせ、食材、形態など対応する。常に代替えの提供が出来るよう食材の準備を怠らない。 3 間食のメニューの多様化、また量とカロリーへの配慮を徹底する。 4 一食20種類以上の食材を摂り入れる。 5 スタッフ全員の技術向上と介護食の知識の習得に努める。 6 調理業務に必要な衛生管理、検査等を徹底することで食中毒や感染症の予防に努める。
III	事業数値目標 1 誕生月に一品、メニューリクエスト制を継続する。年間1利用者につき1回 2 季節毎の行事食の提供。10回以上 3 週に一回以上のお楽しみメニューを導入。季節感を意識して提供する。
IV	業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 明るい雰囲気と利用者との関係性を向上させるため、厨房職員のユニフォームの変更を検討する。 2 食数に対しての食材量の計算を行い無駄のない食事作りを徹底する。 3 職員一人一人が担当を決め、食材の管理に責任を持つ。 在庫管理を徹底する。 4 給食日誌の記載内容の見直しを行うことで、厨房職員の意見を業務改善につなげる。
V	業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 ご利用者の帰宅時に見守りに出て親しく話す中で、献立、味付けなどについて、直接の声を伺い、調理に活かしていく。 2 配膳時は食事量、塩分、糖分の調整、食欲のない方への配慮などご利用者一人ひとりへの心配りをする。食札以外の嗜好など、顔を見て食事の提供が出来る。 3 毎月「給食会議」を行い、美味しく食べやすいメニューや調理方法について検討する。行事や季節食について、会議を通し介護職員からも積極的に意見を求めメニューの幅を広げていく。 4 誕生日のリクエストメニューの継続することにより、より細かい嗜好調査を行い記録する。 5 食札及び個別対応表を常に見直し、特にアレルギー食の誤配、誤食が起きないように努める。
VI	業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 1 職員の負担軽減を図るため、設備の交換や新たな機器の導入を行う。 2 通所介護の行事等に積極的に参加しご利用者とのコミュニケーションを図る。顔と名前のわかる関係を構築する。

平成31年度事業計画 部門名	計画責任者：氏名
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業	岩並 仰
I 事業基本方針 高齢化が著しい市営ひかりが丘住宅において、生活に関する相談支援、見守り、安否確認を行う。また、住民同士のつながりの場の提供、自助・互助の促進のためにお茶のみサロンを運営する。アウトリーチ活動として、新規入居世帯等への訪問を行い、問題の早期発見、早期解決を目指す。	
II 業務目標 1 相談援助： まず入居者の「申し出」を傾聴し、客観的に把握するように努める。どのような内容でも、まず聞く姿勢を持ち入居者との信頼関係を築くように努める。入居者同士のトラブルは客観的に捉え、公平で中立的な立場を保ち対応する。相談時には環境を工夫して、他の来場者に個人情報が出漏れないなどの配慮を行う。相談記録はその都度バグにしまうなど、取扱いに注意する。受けた相談は、対応後の結果まで追って記録し、〈解決〉〈不安軽減〉〈継続〉〈引継ぎ〉〈不満〉に分類し集計する。 2 見守り事業： 特に健康・精神状態を把握し、できるだけ継続的に観察する。日ごろから入居者のライフスタイル（通院・散歩・買い物等）を意識的に把握して自然な観察ができるよう心がける。利用者との関係づくりを心がけ、把握した情報は個別記録に記載しておく。 3 お茶のみサロン： ・ 環境の工夫：テーブルの配置、BGMや掲示等の居心地をよくするための工夫 ・ レクリエーションの工夫：介護予防等につながり、楽しめるような取組みの工夫 4 アウトリーチ活動： 世帯の状況やサービス利用状況、困りごと等の把握。セルフネグレクト（治療の必要な病気の放置、身体等の不衛生、ごみや不用品の堆積）等の支援が必要な状況の有無の把握。LSAの事業説明と利用勧奨。あんしんカード、あんしんホイッスルの配付と記載支援、カード控えの受け取り。 以上の業務において、関係機関との連携は円滑に行う。	
III 事業数値目標 1 相談対応後の結果〈不満〉件数の0。 2 見守り登録世帯の総数100世帯以上を維持。 3 見守り登録世帯の孤立死件数0（ここでの“孤立死”の定義は、「死後4日以上経過して発見された事例」とする）。 4 お茶のみサロン参加者平均10名以上の維持。 5 新規入居世帯への、6か月以内の訪問。	
IV 業務の改善・見直し （部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1 LSAとしてできる相談対応には制約がある。関係機関への連絡調整、つなぎ役を担うことが基本だが、どこまで何ができるかは整理が必要。マニュアル化が望ましい。 2 お茶のみサロンに新しい利用者呼び込むために、新たなイベントを仕掛けていきたい。 3 安否確認が必要になった場合の負担感は非常に強い。負担を軽減する方策を模索したい。	
V 業務の強化・向上 （従来からの強み・良い点の強化向上） 1 より様々な相談に対応できるよう、研鑽に努める。 2 お茶のみサロンでの、福祉保健の啓発の場としての活用。	
VI 業務の新たな試み （新たなニーズへの対応・開発） 今年度は見守り登録世帯がリフォーム工事対象住戸となる。個別に支援が必要になってくると思われる。	

事業計画書

平成31（2019）年度



あったかいが
いいね

社会福祉法人 アドベンチスト福祉会

四季の森小学校放課後キッズクラブ

平成31年度事業計画 部 門 名		計画責任者：氏 名	
四季の森小学校放課後キッズクラブ		北村 幸恵	
I	事業活動方針 1 就労等により、放課後に保護者がいない小学生が安心して安全に過ごすことができる居場所を提供する。 2 地域との結びつきを重視し、利用者の通学する小学校をはじめとした地域の団体や関係機関との密接な連携をしたクラブ活動を目指す。 3 利用者が日々のクラブでの活動や他の児童との交流により、基本的な生活習慣を習得することや健やかに育成されることを図る。 4 異年齢児間の遊びや交流を通じて、児童の創造性・自主性・社会性を育むことを目指す。 5 法人理念「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕える」に基づき、キッズクラブを利用するすべての児童の安全と保護者の安心を確保した上で、活動内容の充実を図る。		
II	事業の実施内容 横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱に基づく放課後キッズクラブ事業を実施する。 1 【内容】四季の森小学校放課後キッズクラブの運営 2 【日時】①月曜日から金曜日：放課後から午後7時まで ②土曜日及び学校長期休業日：午前8時30分から午後7時まで 年間合計開所日：299日（日曜日・祝日を除く） 3 【場所】横浜市旭区上白根町901 4 【従事者】9名 5 【対象者】小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないもの 6 【事業費（年間予定）】10,920,500円 《内訳》基本補助：8,850,000円 規模加算補助（規模A）：1,636,500円 障害児受入加算補助：434,000円		
III	業務目標 1 従来行ってきたはまっ子ふれあいスクールでの活動を基盤として、まずは児童及び保護者が安心してキッズクラブを利用できるよう配慮する。 【主な活動内容】 ①季節や行事にちなんだ活動や工作 ②縁日・スイカ割り・ミニ運動会・ドッジボール大会などを通じた異学年交流 ③キッズルーム内に読書スペースを設置 2 1に加えて学区内にある横浜市ひかりが丘地域ケアプラザの有するボランティアコーディネート機能を活用し、キッズクラブの活動内容の充実を図る。 3 1・2を行うことによりキッズクラブの魅力を高めることで、利用児童数の増加につなげる。		
IV	事業数値目標（2単位：定員80名） 1 昼間平日参加児童数（利用区分1） 1日平均40名 2 夜間平日参加児童数（利用区分2） 1日平均10名 3 年間ボランティア活動人数（延べ人数） 年間合計100名		

事業計画書

平成31年度（2019年）



社会福祉法人 アドベンチスト福祉会

シャローム三育保育園

平成 31 年度 シャローム三育保育園事業計画 基本方針

園長 村上 渉

保育所保育指針が改訂され一年が経過しました。ますます保育の需要が増していく中で、その質が問われています。児童憲章に「児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」とあります。「すべての児童の幸福」の為に、子どもたちの将来に繋がる子育てを保護者や地域と一体となり実践する為に保育園として何ができるかを探求していきたいと思いをします。

平成 31 年度の事業計画は「保育」「給食」部門ごとに事業計画を立てる事にしました。保育指針の中でも食育が重要視され、保育園生活の中で食に関する体験ができるようにする事が求められています。子どもたちの成長に必要な食の営みが、子どもたちにとって楽しいものになるように、そして家庭と連携して偏りがちな食生活や生活習慣の改善に繋がり、心身共に健やかに成長できるように進めていきたいと思いをします。保育全体としてはこれまで通り、子どもの主体性を大切にした養護と教育の一体的な保育の実践を目指していきます。

保育園整備 5 年計画も 4 年目になります。今年度は保育室の床のメンテナンス及び乳児室の机などの入れ替えを予定しています。子どもたちが安全に充実した豊かな園生活を送ることができるように整備を行っていきます。

地域の子育て支援については、一時保育事業と「英語であそぼう」を継続して行います。また、支援が必要な家庭については行政や学校、施設などと連携を取りながら対応していきます。

平成31年度事業計画 部門名		計画責任者：氏名
保育園 保育		小幡 悦子
I	保育基本方針 キリスト教の愛を基に 「知育」（考える力） 「徳育」（おもいやる心） 「体育」（けんこうな体）の調和のある発達を目的とした保育を行う	
II	保育目標 ・気持ちを素直に表現し、意欲的に生活する子ども ・思いやりの心を育て、感謝の気持ちを持てる子ども ・健康な心と体を持ち、最後まで頑張る子ども	
III	事業数値目標 1. 園児数の確保 定員 70 名（最大児童数 84 名） 2. 一時保育 年間延べ人数 450 名	
IV	業務の改善・見直し（部門の従来からの欠点・弱点の改善） 1、園内研修の充実・外部研修を現場に活かす ・職場内での研修や外部研修への積極的な参加を通して、保育所全体の保育の質の向上を目指す 2、保育園マニュアルの見える化から周知・徹底	
V	業務の強化・向上（従来からの強み・良い点の強化向上） 1、効率的な働きによる 長時間労働の改善 2、健康管理に対する意識向上 ・子どもたちが一日の大半を過ごす保育室内外の設備及び用具などの衛生管理に努める ・衛生知識向上に努める 3、個別支援対応（行政・関連機関との連携） ・保育者と保護者が互いに理解し合い、状況に応じて個別に支援していく ・子どもたちをどう育てたいか、という園や保護者の願いも踏まえて、関係機関との連携・協働できる体制をつくる 4、専門性の向上を図る（自己チェックシートの活用等） ・全ての保育所職員は必要な知識や技能を身に付け、それを磨いていく必要があるだけでなく、人権に配慮した保育を行うためには、その倫理観や人間性も大事である	
VI	業務の新たな試み（新たなニーズへの対応・開発） 1、園庭遊具整備からの子どもの主体性ある活動 ・子どもが自分の感情や意思をもち、やりたいことを自分で決められる環境設定	

平成 31 年度事業計画 部 門 名		計画責任者：氏名
保育園 給食		勝谷 広志
I	事業基本方針 ・健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成 ・乳幼児期にふさわしい食生活をおくるための環境の整備	
II	保育目標 ・お腹が空くリズムのもてる子ども ・食べたいもの、好きな物が増える子ども ・一緒に食べたい人がいる子ども ・食事づくり、準備に関わる子ども ・食べ物を話題にする子ども	
III	事業数値目標 ・昼食時の残食量 0.2 k g 以内（乳児食）0.5 k g 以内（幼児食） ・栄養設置基準の±5%以内の献立作成	
IV	業務の改善・見直し（部門の従来からの欠点・弱点の改善） ・食育計画の見直しと実行 ・食べやすい食事提供、美味しい食事提供	
V	業務の強化・向上（従来からの強み・良い点の強化向上） ・衛生管理の徹底 ・バイキングメニューの見直し・質の向上	
VI	業務の新たな試み（新たなニーズへの対応・開発） ・新しい献立の作成	

平成31年度 放課後等デイサービス事業計画

社会福祉法人アドベンチスト福祉会

法 人 理 念

「いのちを敬い いのちを愛し いのちに仕える」

提案者：社会福祉法人アドベンチスト福祉会
常務理事 村本英邦

はじめに

地域社会の課題やニーズが多様化する中で、社会福祉法人がその役割と使命をどのような形で地域社会に還元していくかが強く問われている今日、アドベンチスト福祉会（以後当法人と呼ぶ）は地域社会に対して自らの社会福祉実践の目的と使命を示すことにより、その存在がよりいっそう望まれる組織となることを目指さなければならない。それは言葉で表現するだけのものではなく、具体的なサービスの形を通して表現されるべきものである。

当法人は平成 18 年 4 月の保育園開設以降、いくつかの理由によって新規事業の立ち上げを果たすことができずにきた。しかし、度重なる制度の改正や社会情勢の見通しなどから、将来を見据えた新たな事業体を有することはサービスの対象者はもちろん、当法人とそれに属する職員、あるいは既存の法人事業がサービスを展開する地域社会にとっても意味のあることとの考えから、これまでの事業を継続するだけの保守的姿勢を脱却し、地域社会の明るい未来に向けた新しい取り組みに挑戦していくことこそ、社会が求める社会福祉法人の在り方であるとの考えに至った。

しかしながら、当法人は制度によるサービスの提供を事業の最終目標とするのではなく、様々なニーズに対して先駆的に取り組むことで、福祉の本質と社会に必要な支援の在り方を広く提唱していける法人になることを目指したい。同時にそれは当法人が掲げる「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕える」という法人理念の具現化でもあり、社会的弱者と言われる方々に寄り添う実践の形でもある。

そのようなことから、今回は将来に向けた法人運営に多くの可能性と発展性を持たせ、かつ安全な経営による事業継続を果たすべく、当法人特有のネットワークを活かした福祉事業の展開に挑戦したいと考える。具体的には、47 都道府県の中から、法人設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団の関連機関が多く存在する沖縄県を選定し、同県における社会的ニーズを探り、福祉事業開始に向けた可能性と発展性を検討していきたい。

これから先の当法人の役割は、地域社会

の課題を積極的に探り、ニーズに対して社会福祉の観点から実践するとともに、キリスト教福祉に課せられた個人と社会の真の平和の実現に向けた福祉を行うことであり、それをもって当法人の存在意義が深まることを心から希望する。

社会福祉法人アドベンチスト福祉会
常務理事 村本英邦

【新規事業のサービス計画（案）】

1 新規予定事業の内容等

A サービスの種類

放課後等デイサービス事業

B 放課後等デイサービスの基本理念（放課後等デイサービスガイドラインより）

- ① 放課後等デイサービスにおいては、以下の三つを基本理念としてサービスを行う
 - a. 子どもの最善の利益の保障
 - b. 共生生活に向けた後方支援
 - c. 家族支援
- ② 上記 B-①、a.b.c を行うための具体的な目標
 - a' 学校とは異なる時間、空間、人、体験を提供する
子どもの状況に応じた発達支援を行う
 - b' 地域社会への参加、集団の中での育ちをできるだけ保障する
子育てのバックアップをする
地域の障害児支援の専門機関として連携体制を構築する
 - C' 子育ての悩みの相談に乗る
 - ・家庭内での療育について保護者トレーニング等の企画を通して促進する
 - ・保護者の時間の確保を目指す
 - ・保護者の自信とゆとりの回復を目指す

C サービスの対象者とサービスについて

- ① 対象となる障害は知的障害、発達障害、身体障害、精神障害等とする
- ② 対象は小学校 1 年生～高校 3 年生までの学齢期児童とする
- ③ 受け入れ人数は 10 名/日とする
- ④ 障害を抱える子どもを放課後や休校日にお預かりして、自立に向けた支援を行う
- ⑤ 休業日は法人規定に則り、土、日、及び年末年始等とするが、ニーズや状況に応じて営業日を増やすことを検討していく

D 事業所立ち上げに必要な準備等

- ① 上記 A-①の事業開始に向けて必要なこと等
 - a. コンサルタント会社との契約
 - b. 行政との打ち合わせ、相談等（コンサルタントに仲介）
 - c. 事業開始に伴う備品の購入等（コンサルタントに仲介）
 - d. 職員の雇用に関すること（コンサルタントの介入及び自前での活動を通して募集する）
 - e. 資金収支の試算等（コンサルタント会社による向こう 2 年間の試算を提出予定）

② 人員基準と資格要件

a. 管理者(1名)：資格要件無

事業所ごとに常勤 1 名（管理上の支障がなければ他職種との兼務も可）

b. 児童発達支援管理責任者：常勤 1 名以上（管理者との兼務は可）

資格ごとの従事年数要件、研修受講終了要件の両方を満たしていること。ただし、受講すべき研修については受講希望者に対して研修頻度が少ないため、事業指定日から 1 年を経過する日までに受講することを誓約書に記載し提出することでみなし指定を受けることができる

c. 保育士、児童指導員、障害福祉サービス経験者（2 年以上）

利用者の数（実際の利用者数）が 10 人までは 2 名以上

※ そのうち半数以上は保育士、または児童指導員を配置する

※ 2 名配置に対して 3 名以上の配置で加算対象となる

2 事業開始予定等について

A 新規事業開始予定地

沖縄県浦添市前田 1 丁目 5-5

B 事業開始時期

平成 31 年 5 月 1 日を予定

C 開設までの準備担当（者）

法人経営者会（常務理事：村本英邦）

D 担当行政所管

① 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課事業指導支援班

② 住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 行政棟 3 階（南側）

③ 連絡先：電話（098-866-2190） FAX（098-866-6916）

3 沖縄県において事業を展開する目的

A 法人存続に向けた取り組み

① 社会福祉法人の地域社会に対する責任と役割が強く求められる昨今、介護保険制度の導入によって「福祉は行政がおこなうもの」という概念が少しずつ変化し、高齢福祉事業においても「契約」という新たな考え方が馴染んできた。そのような流れの中で社会福祉法人に対しては「地域社会への貢献」をより積極的に果たすように求められるよう

になった。これによって、これまで高齢福祉の世界にはあまり馴染まなかった「競争」の概念が生まれ始め、自己犠牲は当然とされながらも、知恵を以て生き残りに向けた取り組みを成すよう求められるようになった。措置時代の名残を受けて、社会福祉法人は行政指導のもとにさほど知恵を働かすことなく収入を得る体制にあぐらをかいてきたが、当法人もこれからは自らの知恵と努力によって収入を得、かつ誠実な姿勢で制度に向かい、広く地域社会のニーズに応えていくために発展していかななくてはならない。そのためには限られた地域に拘ることなく、当法人が有するネットワークを活かした事業展開を全国視野でみることで、次世代を担う若い法人職員に対して多くの選択肢を確保していきたい。そのような意味では、後述する当法人の設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団に関わるネットワークと各種機関との連携体制を構築することで、同県における当法人の特殊性を活かした主体的な取り組みが可能だと考える。

B 地域社会の抱える課題解決に向けた責任

- ① 高齢福祉より福祉事業を展開させてきた当法人は、社会ニーズの広がりに合わせてサービスの展開が重要であるとの考えから放課後等デイサービスの運営を検討するに至ったが、少子化による就学児童の減少とは反対に、全国的にも障害によって特別支援学校等で教育を受けている児童生徒数は増加しており、中でも特別支援学級や通級指導を受けている児童でもある発達障害児の増加が目立っている現状を見れば、これに対して取り組むことは当法人が同県に居住する障害を抱えた子どもたちへの具体的な支援事業を始めることは、対象者はもちろん、その家族を含むすべての関係者と社会に対する当法人の責務と捉えて間違いない。

特に当事者が普段の生活を送る上での様々な個人的、社会的障壁について、それらを取り除く働きこそ対象者とその地域社会が真の安心と安全を得る手段であると考えているならば、すべての人が“生まれたことの真の喜び”を享受するべきであるという観点から、これらの障壁を共に乗り越え、生活の場面でその将来をも見据えた一貫支援を目指すことによって生活上の様々な不安を解消するための活動に取り組むことが最も大切なことであり、かつ必要不可欠なものであると確信する。

C 法人設立母体の各機関との連携による良質な支援を目指す

当法人は、その設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団の沖縄教区における福祉事業の展開を浦添市内において進めることで地域社会への貢献を目指したいと考えるが、この度の放課後等デイサービスは、いま地域社会のニーズに最もマッチしたサービスの一つでもあり、これらのサービスの展開が早い時期になされることは、同教団の地域社会に対する貢献意識と何ら変わることはないと信じる。なお、沖縄県には既に同教団の有する機関である病院（アドベンチスト・メディカルセンター）、学校（沖縄三育小学校、沖縄三育中学校）や各キリスト教会等があり、それらの機関との人的交流等は頻繁に行える可能性が高い。特に障害を抱えた子供たちへの支援は同時にその保護者への支援と直結することから、支援の在り方は対象者のみに絞られたものではなく、そ

のご家族をも視野に入れた総合的な支援体制の構築が必要である。そのような観点から支援の在り方を考えると、当法人と人的に強い関係性を持つ同教団の各関連機関に対しても働きかけを行うことによって、より幅の広い良質な支援の在り方を検討することが可能である。例えば障害を有する児童とそのご家族に対して、福祉サービスの他に教育的観点からのアドバイス、医療的観点からのアドバイスが可能になることは、家族支援に幅を持たせ、沖縄県の有する他の様々な問題等から対象者とそのご家族に寄り添う上で重要であると考える。

4 事業予定地域の状況等（参考データとして）

- ① 浦添市の人口概要（平成 30 年 6 月現在）
 - ・人口 114,391 人（平均年齢 40.54 歳）
 - ・男性 55,779 人（平均年齢 39.36 歳）
 - ・女性 58,612 人（平均年齢 41.66 歳）
 - ・世帯 48,980（平均世帯人口 2.34）
 - ・合計特殊出生率 1.89（平成 28 年度）
 - ・面積 19.48 平方キロメートル（人口密度 5,872 人/平方キロメートル）
- ② 浦添市の子ども事情（浦添市発表 平成 30 年 2 月現在）
 - ・年少人口：21,652 人（0～14 歳） 7,016 人（15～19 歳）
 - ・生産年齢人口：72,758 人（15～64 歳）
- ③ 浦添市内の医療機関（平成 30 年 2 月現在）
 - ・病院数：6（療育園 1 か所を含むクリニック以外の総合病院数）
- ④ 精神疾患を抱えた患者へのアプローチ（平成 30 年 2 月現在）
 - ・精神科数：9 件
 - a バークレーいむろ心のクリニック（心療内科・精神科）
 - b 南斗クリニック（内科・心療内科・精神科）
 - c 平安病院（内科・心療内科・精神科）
 - d かもめクリニック（内科・心療内科・精神科）
 - e 山本クリニック（心療内科・精神科・神経科）
 - f 大田クリニック（心療内科・精神科）
 - g まえだクリニック（内科・外科・心療内科・精神科）
 - h 城間クリニック（内科・心療内科・精神科）
 - i 心のクリニック光（内科・精神科・心療内科）

5 併せて考えたい沖縄県の福祉ニーズ

A 人口データから見る現状

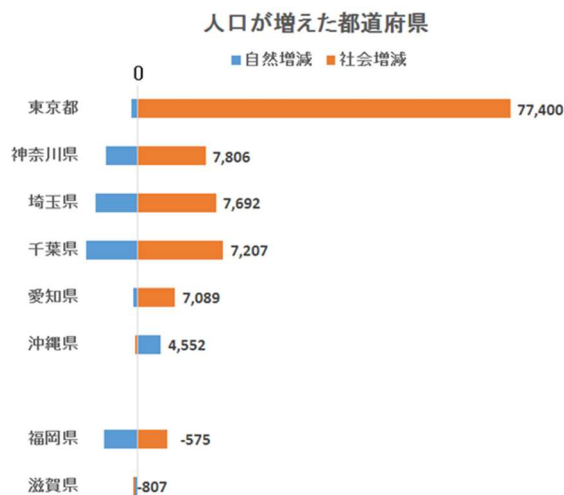
今回、沖縄県における新規副事業展開を検討するにあたり、同県の特徴的な状況について調べてみた。

総務省が 2017 年に発表した人口データによると、都道府県単位で人口増減を見た場合、2016 年 1 月 1 日から 2017 年 1 月 1 日までの 1 年間に人口が増えた都道府県は 6 つで、「人口が一番増えたのは『東京都』で、

7万7千人の増。2位から6位までは『神奈川県』『埼玉県』『千葉県』『愛知県』、続いて『沖縄県』となる。次点と言えるのが、『福岡県』と『滋賀県』で、数百人単位の減少となる。

さらに、注目すべきはその内容で、「人口の増え方には他県からの転入と他県への流出による『社会増減』と、生まれた人と亡くなった人の差による『自然増減』があり、1 位から 5 位の都道府県は、すべて社会増減で増えているが、『沖縄県』だけは自然増減で増えている。沖縄県は、この 1 年間に自然増で人口が増えた唯一の県であり、しかもこの調査が始まってから、38 年連続で自然増が続いている。人口が増えている県自体が少ないなかで、自然増で人口が増えている沖縄は特別な存在と言える。

(グラフ・下線部は2017年7月「シニアガイド」より引用)



しかしここで留意すべきはこの自然増の背景に隠れた問題ではないかと考える。その部分に焦点を当て、慎重に分析し対応することで沖縄県における福祉ニーズとその本質を的確に捉え、事業の目的がぶれないようにすると同時に新たな事業展開に向けた根拠としたい。

B 子どもを取り巻く問題

沖縄県が抱える問題のひとつに「こどもの貧困問題」がある。多くの子どもたちが夜間に帰宅することなく街を歩き回っている場面は至るところで見受けられる。このような状況の背景には理由が二つあるようだ。ひとつは「家に帰っても親がいない」ということ、そしてもう一つは、「親の子どもへの動向に対する関心度の低さ」である。

これら二つの問題は多くの面で共通の課題を有しており、それらが複雑に絡み合っており、多くのことが困難な社会問題へと発展しているようだ。例えば「でき婚」、「若年出産」、「離婚」、「若年結婚」、「若年離婚」等といった問題である。沖縄県は「でき婚」(42.4%)、若年出産率、離婚率がそれぞれ全国一位である。これは離婚の多くが子連れであることを意味し、若年出産、若年結婚、若年離婚を通じて多くの貧困世帯が生み出されていると考えられている。このような状況に当福祉法人がどのように向き合うか、問題の根は深く取り組みが急がれる。

おわりに

アドベンチスト福祉会の使命

少子高齢社会に突入して各自治体における福祉事業の取り組みが深まる中、当法人も社会福祉法人としての経験と考え方を活かし、社会福祉事業に誠実に取り組む覚悟である。横浜における20年余の福祉事業への取り組みは、我々の大きな経験と実績という財産となったが、今度はそれを地域社会に還元するという決意のもと、その最初の取り組みとして「放課後等デイサービス」を始めたい。その対象地域として沖縄県を選ぶに十分なニーズが同県にはある。子ども、障害、高齢者、貧困等の課題が日本社会の大きな課題となるなか、沖縄のそれは質、量ともに解決に向けた取り組みを急ぐ必要がある。今回、その中で障害を抱えた子どもたちへの事業をスタートさせる目的と理由については先に述べたが、当法人の存在意義が真に「助けを必要とする人々」への具体的な実践にあるとしたら、当法人は更にそれを追求するべく、「キリスト教福祉の精神」をもって関わっていききたい。

時間の流れの中で行われる支援を目指す（一貫支援体制）

この度、放課後等デイサービスの事業開始について事業計画を立案したが、当法人はさらに大きな夢と希望を当該サービスに対して抱いている。それはこの事業を起点とした「一貫支援事業」である。我々は人の一生を時間の流れの中で見えてきた。ある見方をすると、子どもは児童福祉、高齢者は高齢者福祉、障害者は障害者福祉というように日本の福祉サービスは分断されているのが実情だ。地域社会の良さはそれらの違いが個として認められ、受け入れられるところにある。しかし現実には弱さを抱える者が社会から切り離された状態でサービスを受けなければならないことも多い。当法人はそのような現実に対して「ご利用者とそのご家族の安心」という観点から「一貫福祉支援」を目指したい。それは自分の子どもに障害があると分かった時点から発生する将来への圧倒的な不安に対して安心を確保することであり、また成長の各段階で家族が有する悩みや不安に寄り添うことである。それは現実苦に対する具体的な対応能力が求められることでもあるが、対処療法的にサービスを提供するだけではなく、将来を見通したサービスの在り方を目指す体制を構築していきたい。

その意味では、当該事業の前段階である学齢期前学習支援、放課後等デイサービス、就労支援、そして最終的には障害者とその親が、希望すれば一緒に生活できるサービスの在り方も検討したい。それは制度の中で誠実にサービスを行ってきた当法人が気付いた“制度超えたところにあるニーズ”に対する使命と役割だと考えている。

当法人の目指すキリスト教福祉の実践

「キリスト教福祉の本質」とは、いつの時代も力の原理の中でかき消されてきた「弱き者の声」を聴きとる行為であり、キリスト教福祉の原点である「弱さの中に現れる強さ」の実体験である。当法人に対しては、福祉従事者としてこれまで以上に質の高い福祉サービスが求められるであろう。社会福祉法人の性質をもって「自己犠牲」は当然とされることもあるだろう。確かに福祉への志を持つが故に「斯くあるべき」とされることが、ときに経済的、

精神的課題となるが増えてきたが、それを我々は否定的に捉えることはしない。社会が福祉に目を向けざるを得ない理由は、多くの場合「労苦」に端を発しているからである。それらの苦しみからの解放こそが福祉の本来の目的であると捉えれば、「わたしの力は弱いところに完全にあらわれる（コリントの信徒への手紙Ⅱ 12 章 9 節）」という聖書の言葉は当法人の福祉実践の拠り所となり、真の平和に向けた廃れることのないサービスの原動力となる。そのような意味において当法人はその理念の達成のために、福祉が持つ本来の意味と福祉サービスが目指す目的を高い次元で補完させる役割を己が使命と捉え、沖縄県における福祉事業の実践を通して対象者の真の喜びと平和に向けた、廃れることのない取り組みの一翼を担いたいと思う。